

調査票各項目の記入要領

- ・黒のボールペンまたは黒インクを使用してください。
- ・記入した数値などを訂正する場合は、黒の二重線で消した上で、その近くに正しい数値などを黒字で記入してください。訂正印は必要ありません。
- ・数字は算用数字を使用し、単位や位(くらい)を間違えないように記入してください。

1. 工事の請負金額

施工している工事の請負金額によって、1～3のいずれか1つを○で囲んでください。

！ 請負金額は、労災保険の概算保険料の計算に使用するものと同じ額にしてください。

2. 調査期間中の工事日数

実際に工事を行った期間と、日数をご記入ください。

【工事期間について】

調査期間を通して工事が行われていた場合は「7月1日から12月31日」と記載してください。

(便宜上、給与締切日で記入する場合は、調査期直前の最終給与締切日の翌日から当該調査期の最終給与締切日までの6か月間を調査期間とします。)

【工事日数について】

調査期間中に工事を実際に行った日数を記入してください。

※工事中断中、準備中等で、工事を行わず、書類作成等の事務処理のみ行った場合は、工事日数に含めないでください。

！
注意

上半期調査票に変更がある場合は、変更箇所のみご記入ください。

変更がない場合は、記入の必要はありません。

5(1) 労働不能程度別数

労働不能程度*1別に、①～③には「死傷者数」を、④～⑥には「死傷者数」と「延べ休業日数」を、⑦には各行の合計をご記入ください。

*1 労働不能程度はP4の【表1】をご参照ください。

！ 身体障害等級*2に該当する障害を残す災害(②③)については休業しなかった方も含まれます。

！ 一時労働不能(④～⑥)については1日以上休業した方で、①～③に該当しない方をお答えください。
※労働不能の日数別(被災当日は除く)に、延べ数を記入してください。

※日数は所定休日も含めた暦日数をご記入ください。

※1日未満の休業は切り捨ててください。

！
注意
記載された労働保険番号の工事現場についてのみ、回答してください。

様式3 統計法に基づく一般統計調査

政府統計

総合工事業調査票 下半期 (平成29年7月～12月)

調査対象工事現場の労働保険番号

府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
99	1	01	999999	001

ア. 調査票の記入に当たっては、別添の「調査票記入要領」をご参照ください。
イ. 調査期間は、平成29年7月1日から12月31日です。
ウ. 記入していただきました調査票は、平成30年1月22日(月)までに同封の返信用封筒に封入のうえ、「厚生労働省政策統括官付参事官付 賃金福祉統計室」まで提出してください。

この調査票は、統計以外の目的に使用することはありませんので、事実をありのまま記入してください。

秘 厚生労働省

工事現場の名称	霞ヶ関川〇〇橋新設工事
主な工事の内容	橋梁新設
所属部課名	安全衛生部
電話番号(FAX番号)	03-5253-1111
氏名	厚労 花子

※問い合わせ先 厚生労働省政策統括官付参事官付 賃金福祉統計室 安全衛生第二係
電話：03-5253-1111(内線)7669,7661
受付時間9:30～17:00(12:00～13:00)

数字が一致するか確認

1. 工事の請負金額 (該当する番号を○で囲んでください。)

10億円以上	5億円以上10億円未満	5億円未満
○	2	3

2. 調査期間中(7～12月)の工事日数

調査期間中の工事期間	7月1日から12月31日まで
工事日数	120日

3. 調査期間中(7～12月)の貴工事現場の全労働者の延べ実労働日数及び延べ実労働時間数

全労働者の延べ実労働日数	2,400日
全労働者の延べ実労働時間数	19,200時間

4. 「工事完了による」の前期に対する変化の要因(平成29年1月から6月に比べ大幅に変化した場合は、下記の該当する番号を○で囲んでください。)

工事完了による	一時的要因(悪天候、作業工程等による増減)	その他
1	2	3

5. 労働災害の発生状況(7～12月)

(1) 労働災害による労働不能程度別死傷者数及び延べ休業日数

労働不能程度	労働不能程度別死傷者数						合計
	①死亡	②全労働不能(1～3級)	③永久一部労働不能(4～14級)	④休業8日以上	⑤休業4～7日	⑥休業1～3日	
死傷者数	0	0	2	1	2	1	6
延べ休業日数	0	0	9	10	2	0	21

(2) 永久一部労働不能(左記③)の身体障害等級内別別負傷者数

身体障害等級別負傷者数(人)	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級	12級	13級	14級	合計
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2

(3) 不労災害被災労働者数

不労災害被災労働者数	2
うち永久一部労働不能負傷者数	1

不労災害の場合は(3)に集計

上半期(平成29年1月～6月)調査票の訂正及び追加

訂正(見込みで記入したが、確定により変更が生じた等)の場合は、問8(1)～(3)を、また、追加(上半期が未記入等)の場合は問6、7、8(1)～(3)について記入してください。

6. 調査期間中(1～6月)の工事日数

調査期間中の工事期間	月 日から 月 日まで
工事日数	日

7. 調査期間中(1～6月)の貴工事現場の全労働者の延べ実労働日数及び延べ実労働時間数

全労働者の延べ実労働日数	日
全労働者の延べ実労働時間数	時間

8. 労働災害の発生状況(1～6月)

(1) 労働災害による労働不能程度別死傷者数及び延べ休業日数

労働不能程度	労働不能程度別死傷者数						合計
	①死亡	②全労働不能(1～3級)	③永久一部労働不能(4～14級)	④休業8日以上	⑤休業4～7日	⑥休業1～3日	
死傷者数	0	0	0	0	0	0	0
延べ休業日数	0	0	0	0	0	0	0

(2) 永久一部労働不能(左記③)の身体障害等級内別別負傷者数

身体障害等級別負傷者数(人)	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級	12級	13級	14級	合計
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(3) 不労災害被災労働者数

不労災害被災労働者数	0
うち永久一部労働不能負傷者数	0

* 1訂正 2追加

5. 労働災害の発生状況 (平成29年7月～12月中に発生した労働災害)

被災した全労働者(調査期間中に1日でも働いた方が対象)の「延べ人数」および「延べ休業日数」をご記入ください。調査期間前に発生した災害が原因で調査期間中も継続して労働不能の方や休業している方は対象外です。

！ 労働不能程度の区分や休業日数が12月末日までに確定しない場合は、12月末日から2週間経過後までに確定したものを記入してください。2週間経過後でも確定していない場合は、医師等の所見を参考に見込みで記入してください。

！ この調査では、発生した労働災害の件数ではなく、被災した労働者数を単位としています。調査期間中に同一の方が2回被災した場合、死傷者数は1人ではなく、2人と計上してください。

5(2) 身体障害等級別数

「5(1)③永久一部労働不能」について、身体障害等級*2別の負傷者数(内訳)をご記入ください。

*2 身体障害等級はP4の【表2】をご参照ください。

！ 「合計」欄の数は、「5(1)③永久一部労働不能」の死傷者数と同数となります。

5(3) 不労災害被災労働者数

被災日の翌日以降1日も休業しなかった(不労災害*3)方の数と、そのうち「5(1)③」に計上した数をご記入ください。

*3 業務遂行中に業務に起因して受けた負傷または疾病によって、医療機関(事業所内の診療所も含みます)で医師の手当てを受けたもので、被災日の翌日以降1日も休業しなかったもの(被災日の翌日以降の休業が1日未満のものを含む)をいいます。

！ 「うち永久一部労働不能負傷者数」には、「5(1)③永久一部労働不能」に記入した負傷者数のうち、不労災害の方の数を記入してください。

忘れずにご記入ください

工事現場の名称、工事内容、記入担当者について、ご記入をお願いします。
※工事現場の名称は正式名を記してください。
※工事内容は簡明に記してください。
※記入担当者の欄は、実際に調査票の作成を行った方についてご記入ください。

3. 調査期間中(7～12月)の貴工事現場の全労働者の「延べ実労働日数」および「延べ実労働時間数」

実際に労働した日数と時間数について、全ての労働者の延べ実労働時間数をご記入ください。

！ 「工事現場の全労働者」とは、調査対象の工事現場で働く全ての労働者をいい、調査期間中に1日でも働いた方が対象となります(直用、下請、臨時、日雇その他名称の如何を問いません。対象の工事現場で働く、派遣労働者および出向者も含まれます)。

！ 【延べ実労働日数について】交代制などにより、1人が1日2回出勤した場合は、実労働日数を2日とせず、1日としてください。

(例) 工事日数120日、1日あたりの労働者数20人の場合
120日×20人=2,400日

！ 【延べ実労働時間数について】早出、残業等の超過労働時間も含まれますが、休暇(所定休日・有休等)・休憩の時間は、労働時間ではないため実労働時間から除きます。ただし、坑内労働従事者の休憩時間や、監視または断続的業務に従事する方の手待時間は実労働時間に含めてください。

※全労働者の労働時間を合算して、1時間未満の端数がでた場合は切り捨ててください。

※事情により、正確な労働時間の算出が難しい場合は、概算で構いませんのでご記入をお願いします。

(例) 工事日数120日、1日あたりの労働者数20人、1日あたりの労働時間8時間の場合
120×20×8=19,200時間

！ 注意
未着工や調査期間前に工事が完了した等により、実労働日数および実労働時間数が「0」の場合はオンラインでの回答ができません。紙の調査票の余白に工事完了日等を記載し提出してください。



政府統計

このマークは、統計法に基づく国の統計調査であることを示し、提出いただいた調査票情報の秘密の保護に万全を期すことをお約束するものです。

厚生労働省

平成29年労働災害動向調査 (総合工事業調査 下半期)

調査票記入要領

必ずお読みください

- この調査は、労働災害（業務上災害）の発生状況を調べ、労働災害を防止するための資料とすることを目的としています。ご回答いただいた内容は、統計調査以外の目的に使用することはありません。
- 「総合工事業調査」は、総合工事業の工事現場で発生した労働災害を調査するため、1月～6月を上半期、7月～12月を下半期として年に2回実施しています。※今回は下半期についてご回答ください。
- 下記の調査対象期間について、本紙中面の記入要領に沿って調査票にご記入の上、同封の返信用封筒を使って、厚生労働省宛て、下記の提出期日までに到着するよう、ご提出をお願いします。
- インターネットからオンライン回答を行うことも可能です。回答作業を簡素化できますので、ぜひ、ご利用ください。オンライン回答の場合は、同封の「オンライン調査システム利用ガイド」をご参照の上、同じく本紙中面の記入要領に沿ってご入力ください。

※実労働日数および実労働時間数が「0」の場合、オンライン回答はできません。（中面右下を参照）

調査対象期間 … 平成29年7月～12月（下半期）

提出期日 … 平成30年1月22日（月）必着

調査票を記入する前に

- 1) この調査でいう「労働災害」とは、調査対象事業所で働く労働者の、業務遂行中に、業務に起因（従事している仕事や付随行為が原因）した負傷、疾病および死亡をいいます。ただし、業務上の疾病であっても、遅発性のもの（例えばじん肺、鉛中毒症、振動障害など相当期間経過後に発症するもの）、食中毒および伝染病は除きます。
※なお、**通勤途上の負傷、疾病（いわゆる通勤災害）はこの調査から除きます。**
- 2) 労働災害に該当するか否かについては、労働基準監督署に提出している「療養補償給付請求書（5号、7号）」の控えや、「労働者死傷病報告」の控えなどによっても確認することができます。調査票のご記入に当たっては、できるだけこれらの資料を確認した上でお願いします。
- 3) **今回の調査対象に選定されたのは、調査票の中央上部に記載の「調査対象工事現場の労働保険番号」を付与された工事現場のみです。**該当する工事現場についてのみご回答ください。（中面中央上を参照）
- 4) 問5労働災害発生状況において労働災害による死傷者がいない場合は、各合計欄に「0」を記入するのみでかまいません。

調査票の記入が終わりましたら

- 1) 調査票各欄のご記入が終わりましたら、①記入事項が正しいか、②記入もれがないか、③記入担当者の氏名が所定の欄に記入してあるか、ご確認をお願いします。
- 2) 調査票は、同封の返信用封筒を使って、平成30年1月22日（月）までに到着するよう投函してください。
※オンラインによる回答の場合も、平成30年1月22日（月）までにご回答をお願いします。
- 3) 調査票の記入内容について、電話で照会する場合がありますので、その際はご協力をお願いします。

【お問い合わせ先】 調査票のご記入に当たって不明な点などは、下記にお問い合わせください。

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省 政策統括官付参事官付賃金福祉統計室 安全衛生第二係

電話 …… 03-5253-1111（内線）7669, 7661

受付時間… 9:30～17:00（12:00～13:00、土・日・祝祭日、年末年始を除く）

【表1】労働不能程度区分

① 死亡	労働災害のため死亡したもののことです。即死の場合だけではなく、負傷又は業務上の疾病が直接の原因で死亡したのも含まれます。
② 永久全労働不能	労働災害の結果、労働基準法施行規則に規定された 身体障害等級表 (下の表2参照。以下同じ)の 第1級～第3級 に該当する障害を残すもののことです。
③ 永久一部労働不能	労働災害の結果、 身体障害等級表 の 第4級～第14級 に該当する障害を残すもののことで、次のa、bに該当するものをいいます。 a 身体の一部を完全にそう失ったもの b 身体の一部の機能を永久又は廃したもの
④～⑥ 一時労働不能	労働災害の結果、災害発生の翌日以降、少なくとも1日以上は負傷のため労働できないが、ある期間を経過すると、身体の一部または身体の一部の機能をそう失わずに治ゆして、 身体障害等級表 の 第1級～第14級 に該当する障害を残さないものをいいます。

【表2】身体障害等級表

第1級	第7級	第11級
1 両眼が失明したもの	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの	1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの
2 そしゃく及び言語の機能を廃したものの	2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	2の2 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	3 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	3 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	3の2 10歯以上に対し歯科補つを加えたもの
5 削除	4 削除	3の3 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの
6 両上肢をひじ関節以上で失ったもの	5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	4 一耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
7 両上肢の用を全廃したものの	6 一手の母指を含み三の手指又は母指以外の四の手指を失ったもの	5 せき柱に変形を残すもの
8 両下肢をひざ関節以上で失ったもの	7 一手の五の手指又は母指を含み四の手指の用を廃したものの	6 一手の示指、中指又は環指を失ったもの
9 両下肢の用を全廃したものの	8 一足をリスフラン関節以上で失ったもの	7 削除
第2級	9 一上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの	8 一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したものの
1 一眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの	10 一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの	9 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの
2 両眼の視力が0.02以下になったもの	11 両足の足指の全部の用を廃したものの	第12級
2の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	12 外貌に著しい醜状を残すもの	1 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの
2の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	13 両側のこう丸を失ったもの	2 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
3 両上肢を手関節以上で失ったもの	第8級	3 7歯以上に対し歯科補つを加えたもの
4 両下肢を足関節以上で失ったもの	1 一眼が失明し、又は一眼の視力が0.02以下になったもの	4 一耳の耳かくの大部分を欠損したものの
第3級	2 せき柱に運動障害を残すもの	5 鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの
1 一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの	3 一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指を失ったもの	6 一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの
2 そしゃく又は言語の機能を廃したものの	4 一手の母指を含み三の手指又は母指以外の四の手指の用を廃したものの	7 一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの
3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	5 一下肢を5センチメートル以上短縮したものの	8 長管骨に変形を残すもの
4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	6 一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したものの	8の2 一手の小指を失ったもの
5 両手の手指の全部を失ったもの	7 一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したものの	9 一手の示指、中指又は環指の用を廃したものの
第4級	8 一上肢に偽関節を残すもの	10 一足の第二の足指を失ったもの、第二の足指を含み二の足指を失ったもの又は第三の足指以下の三の足指を失ったもの
1 両眼の視力が0.06以下になったもの	9 一下肢に偽関節を残すもの	11 一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したものの
2 そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの	10 一足の足指の全部を失ったもの	12 局部にがん固な神経症状を残すもの
3 両耳の聴力を全く失ったもの	第9級	13 削除
4 一上肢をひじ関節以上で失ったもの	1 両眼の視力が0.6以下になったもの	14 外貌に醜状を残すもの
5 一下肢をひざ関節以上で失ったもの	2 一眼の視力が0.06以下になったもの	第13級
6 両手の手指の全部の用を廃したものの	3 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの	1 一眼の視力が0.6以下になったもの
7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	2 一眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの
第5級	5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの	2の2 正面視以外で複視を残すもの
1 一眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの	6 そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの	3 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの
1の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	6の2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	3の2 5歯以上に対し歯科補つを加えたもの
1の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	6の3 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの	3の3 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの
2 一上肢を手関節以上で失ったもの	7 一耳の聴力を全く失ったもの	4 一手の小指の用を廃したものの
3 一下肢を足関節以上で失ったもの	7の2 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの	5 一手の母指の指骨の一部を失ったもの
4 一上肢の用を全廃したものの	7の3 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの	6 削除
5 一下肢の用を全廃したものの	8 一手の母指又は母指以外の二の手指を失ったもの	7 削除
6 両足の足指の全部を失ったもの	9 一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指の用を廃したものの	8 一下肢を1センチメートル以上短縮したもの
第6級	10 一足の第一の足指を含み二以上の足指を失ったもの	9 一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失ったもの
1 両眼の視力が0.1以下になったもの	11 一足の足指の全部の用を廃したものの	10 一足の第二の足指の用を廃したもの、第二の足指を含み二の足指の用を廃したもの又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したもの
2 そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの	11の2 外貌に相当程度の醜状を残すもの	第14級
3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの	12 生殖器に著しい障害を残すもの	1 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの
3の2 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	第10級	2 3歯以上に対し歯科補つを加えたもの
4 せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの	1 一眼の視力が0.1以下になったもの	2の2 一耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの
5 一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したものの	1の2 正面視で複視を残すもの	3 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの
6 一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したものの	2 そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの	4 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの
7 一手の五の手指又は母指を含み四の手指を失ったもの	3 14歯以上に対し歯科補つを加えたもの	5 削除
	3の2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの	6 一手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの
	4 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの	7 一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの
	5 削除	8 一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの
	6 一手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃したものの	9 局部に神経症状を残すもの
	7 一下肢を3センチメートル以上短縮したもの	10 削除
	8 一足の第一の足指又は他の四の足指を失ったもの	
	9 一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの	
	10 一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの	

備考 1 視力の測定は、万国式視力表による。屈折異常のあるものについてはきょう正視力について測定する。
2 手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
3 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節(母指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
4 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
5 足指の用を廃したものととは、第一の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節(第一の足指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。